

大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド指定管理者募集要項

大町市では、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド管理運営業務について、地方自治法第244条の2第3項及び大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、当該施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 募集の概要

（1）指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

※ 指定の期間は、市議会の議決を経て正式に決定します。

※ 指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。（地方自治法第244条の2第11項）

（2）施設の概要

①主たる施設

名 称 大町市ぽかぽかランド美麻

所在地 大町市美麻16784番地

②併設されている施設

名 称 大町市ぽかぽかランド美遊

所在地 大町市美麻16981番地

※ 詳細は、「大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド指定管理者業務仕様書」（以下「指定管理者業務仕様書」という。）に記載しています。

（3）設置目的

大町市ぽかぽかランド美麻については、地域間交流の促進、観光事業の振興及び市民福祉の増進を図ることを、また、併設する大町市ぽかぽかランド美遊については、多目的広場を活用したイベント等による地域内外との交流の促進を目的とした施設です。

2 施設の管理運営に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。詳しくは「指定管理者業務仕様書」を参照してください。

（1）指定管理者が行う業務の範囲

ア ぽかぽかランドの利用の許可に関する業務

イ ぽかぽかランドの利用料金に関する業務

ウ ぽかぽかランドの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ その他付帯する業務

(2) 利用料金

ア 利用料金制

本施設では、条例第9条5項の規定に基づき利用料金制を採用し利用料金は指定管理者の収入となります。

イ 利用料金の設定

利用料金の額は、条例第9条に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

(3) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、事業計画書など掲示のあった金額を参考に、予算編成過程や予算の議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定します。なお、決算により損失が生じた場合であっても、市は増額等による補填は行いません。指定管理料の算定にあたっては、施設所管課において当該施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の運営基準、職員配置、過去の実績等を十分精査した上で見積もったものをベースに算定します。

ア 指定管理料の支払い

予算の範囲内で、別途年度ごとに締結する協定の中で、金額、支払時期、方法を定め支払います。

3 申請者の資格

(1) 当施設の指定管理者を申請できることができる法人及び団体の代表者の資格は次のとおりとします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 国及び地方自治体からの指名停止期間中でないこと。

ウ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、市県民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体に該当しないこと。

(2) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいないこと。

(3) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる者とする。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

4 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類

を市長に提出してください。

- (1) 指定申請書 様式第1号（大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条関係）
- (2) 大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランドの事業計画書 様式第2号（規則第2条関係）
- (3) 大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランドの指定管理期間における収支予算書 様式第3号（規則第2条関係）
なお、様式2号及び様式第3号の要件を満たす独自の事業計画及び収支予算書を作成し提出しても差し支えありません。
- (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (5) 法人の経営状況を示す書類（(3)以外は直近2事業年度分）
 - ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類（法人以外の団体にあつては、団体の収支決算書）
 - イ 財産目録、事業報告書
 - ウ 当該事業年度の法人の事業計画書、収支予算書
- (6) 納税証明書（直近2事業年度分）
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3）
 - イ 団体等所在地の県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書
 - ウ 団体等所在地の市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）に係る納税証明書 ※納税義務がない場合は申立書
- (7) 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の年度分）
- (8) 健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所等発行の保険料納入告知額・領収済通知書の写し（直近3ヶ月）
※加入の必要がなく、(7)、(8)のいずれかの領収書の写し等が提出できない場合は申立書
- (9) 同種の施設の指定管理を行っている場合には、その内容がわかる資料

5 募集期間等

- (1) 募集要項等の配布場所
大町市美麻支所産業建設係
〒 399-9101 大町市美麻 11810 番地イ
電話：0261-29-2311 F A X：0261-29-2333
Eメール：m-sanken@city.omachi.nagano.jp

(2) 配布期間

令和7年8月13日(水)から令和7年9月10日(水)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで)

※募集要項については、大町市のホームページからダウンロードできます。

(3) 申請書の提出先及び提出期限

- ・ 申込書の受付期間 令和7年9月5日(金)から令和7年9月10日(水)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 提出先 募集要項配布場所と同じです。
- ・ 提出部数 正本1部、副本11部の計12部を提出してください。
- ・ 留意事項 提出期限以後の変更及び追加は認めません。
申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

6 指定管理者募集説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務等について説明会を開催します。

- (1) 日 時 令和7年8月28日(木)午後1時30分
- (2) 場 所 大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド
- (3) 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、令和7年8月27日(水)までに大町市美麻支所産業建設係に提出してください。
※参加人数については、1団体につき2名までとします。

7 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年8月19日(火)から令和7年8月29日(金)まで

受付方法：質問書に記入のうえ、Eメールに添付又はFAXにて送信してください。

回答方法：令和7年9月4日(木)から市のホームページで公表します。

8 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定審査会(以下、「選定審査会」という。)を設置し、選定審査会が指定管理者の候補者を選定します。

(2) 応募者の審査

施設所管課等において書類審査を行い、その結果を選定審査会へ報告します。

選定審査会においては、申請者による申請の動機や事業計画書の説明並びに必要なに応じてプレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに

に、ホームページへの掲載等により公表します。

(4) 協定の締結

大町市と指定管理候補者は細目について協議を行い、仮協定を締結します。また、指定議案及び予算の議決後、正式な協定とみなされます。

9 選定の基準等

(1) 選定基準

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によります。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に規定する申請書類等に基づき審査を行います。

ア 管理運営を行うにあたっての経営方針

イ 安全・安心面からの管理の具体策など特徴的な取組について

ウ 施設の管理について（従業員の配置、従業員の研修計画、経理の方法）

エ 施設の運営について（年間の自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処法）

オ 施設の有効活用について（施設の活用方策と地域に密着したサービスの充実）

カ 個人情報の保護の措置について

キ 緊急時対策について（防犯、防災の対応）

ク 団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）

ケ その他

10 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

選定審査会委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、大町市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応すること。

11 法令等の遵守

(1) 施設の管理業務を行うにあたり、次に例示する法令等その他大町市美麻温泉交流施設ほかぽかぽかランドの管理を行ううえで必要な法令等を遵守してください。

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険徴収法ほかその他雇用に関する労働保険関係法規
- ・ 健康保険法、厚生年金保険法その他社会保険関係法規
- ・ 大町市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ 大町市美麻温泉交流施設ほかぽかぽかランド設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 消防法及び同施行細則
- ・ 食品衛生法及び食品衛生関係法規
- ・ 旅館業法のほか旅館業関係法規
- ・ 公衆浴場法ほか公衆浴場関係法規
- ・ 温泉法及び同法施行令ほか温泉関係法規
- ・ その他関係法令